相続債権者受遺者くの請求申出の催告

本籍　大分県速見郡山香町大字内河野三七〇〇
最後の住所　大分県大分郡挾間町三船字古野二六九番地の一
被相続人　亡　河野　忠
相続財産管理人　司法書士　平野　旅人
長崎県大村市久原二丁目二二〇二番地八
相続財産管理人　司法書士　平野　旅人
平成二十二年九月二十一日

まず。

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

一　地、最後の住所　福岡県福岡市博多区博多駅前

本籍　佐賀県三養基郡基山町大字小倉五一五番

被相続人の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十一日

福岡県福岡市中央区大名二丁目四番一九号

福岡赤坂ビル六〇一号

相続財産管理人　弁護士　奥田　竜子

相続債権者受遺者くの請求申出の催告

本籍　長崎県大村市乾馬場町八二五番地、最後の住所　長崎県大村市乾馬場町八二六番地一

被相続人　亡　福田　信江

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十一日

長崎県大村市久原二丁目二二〇二番地八

相続財産管理人　司法書士　平野　旅人

相続債権者受遺者くの請求申出の催告

本籍　大分県速見郡山香町大字内河野三七〇〇
最後の住所　大分県大分郡挾間町三船字古野二六九番地の一
グループホーム川崎
被相続人　亡　河野　忠
相続財産管理人　司法書士　荒木　尚雄

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十一日

大分市荷揚町六番一六号なせ総合事務所
相続財産管理人　司法書士　萩原　誠至

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

一　平成二十二年九月二十一日

一　三墳墓等所在地　東京都台東区清川一丁目四番一三号

一一　墳墓等の名称　石澤家　神田家

一一一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一二　墳墓等所在地　東京都台東区清川一丁目一〇番四四号

一二一　墳墓等の名称　丸山家　上田家　髙橋家　羽根田家　形貫家　宮田家　松本家

一二二　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一二三　改葬を行おうとする者　東京都台東区清川一丁目四番一三号　浄土真宗　本願寺派　浄雲寺　住職　荒木　尚雄

右被相続人のあることが不明なので、

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十一日

大分市荷揚町六番一六号なせ総合事務所
相続財産管理人　司法書士　萩原　誠至

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

一　平成二十二年九月二十一日

一　三墳墓等所在地　東京都台東区清川一丁目四番一三号

一一　墳墓等の名称　石澤家　神田家

一一一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一二　墳墓等所在地　東京都台東区清川一丁目一〇番四四号

一二一　墳墓等の名称　丸山家　上田家　髙橋家　羽根田家　形貫家　宮田家　松本家

一二二　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一二三　改葬を行おうとする者　東京都台東区清川一丁目四番一三号　浄土真宗　本願寺派　浄雲寺　住職　荒木　尚雄

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年９月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ニュートラル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5591号　④株式会社ニュートラル　東京都中央区日本橋室町三丁目３番３号　代表取締役　伊東修　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋小伝馬町二丁目３番三島ビル３階　⑥平成17年４月19日　⑧平成22年４月19日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区大手町１丁目３番３号　東京国税局長　財務事務官　荒井英夫

Ｂ　①たびメイク株式会社　②第３種旅行業　③富山県知事登録旅行業第３―228号　④たびメイク株式会社　富山県魚津市石垣新3522番地　代表取締役　石川友清　⑤本社営業所　富山県魚津市石垣新3522番地　⑥平成12年９月20日　⑧平成22年８月23日　⑩300万円　⑪富山県知事　⑫富山県魚津市石垣新3522番地　たびメイク株式会社　代表取締役　石川友清

Ｂ　①紀泉交通株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2340号　④紀泉交通株式会社　泉佐野市住吉町５番13号　代表取締役　山本清一　⑤本社営業所　泉佐野市住吉町５番13号　⑥平成17年８月11日　⑧平成22年８月11日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫泉佐野市住吉町５番13号　紀泉交通株式会社　代表取締役　山本昌康

Ｂ　①阪神観光ツーリスト　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３―313号　④鈴木健雄　阪神観光ツーリスト　尼崎市塚口町３丁目31の６　⑤本社営業所　尼崎市塚口町３丁目31の６　⑥平成２年９月10日　⑧平成22年８月21日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫尼崎市塚口町３丁目31の６　阪神観光ツーリスト　鈴木健雄

Ｂ　①株式会社ヱムロード　②第３種旅行業　③愛媛県知事登録旅行業第３―122号　④株式会社ヱムロード　愛媛県今治市井町三丁目３番52号　代表取締役　山本一朗　⑤株式会社ヱムロード　愛媛県今治市石井町三丁目３番52号　⑥平成６年８月23日　⑧平成22年８月23日　⑩300万円　⑪愛媛県知事　⑫愛媛県今治市石井町三丁目３番52号　株式会社ヱムロード　代表取締役　山本一朗

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 22 年９月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。